備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。
①蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
②光束を調節する機能を有するもの
③鶏舎用に設計されたもの
④蛍光ランプが分離できるもの
⑤蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
２　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、ＪＩＳ　Ｃ　7620－２に規定する大きさの区分をいう。
３　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年３月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方
各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

13．自動車等

13－１　自動車

⑴　品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧乗用車・小型バス ア．ガソリン自動車 乗用車にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ．ディーゼル自動車 小型バスにあっては、表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨小型貨物車 ア．ガソリン自動車 車両総重量3.5ｔ以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．ディーゼル自動車 小型貨物車にあっては、表５に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩重量車 ア．乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ超の乗用自動車にあっては、表６に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、表７に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ．車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては、表８に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪ＬＰガス自動車 ア．乗用車にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表９に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．小型貨物車（車両総重量2.5ｔ以下のものに限る。）にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 【配慮事項】 ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④再生材が可能な限り使用されていること。 ⑤植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑥アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。 ⑦エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年８月16日運輸省令第74号）第２条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
２　ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。
３　「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
４　配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第２項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
６　「希少金属類」とは、昭和59年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。
７　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。